

大田原市分別収集計画

平成22年7月

目次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	3
8. 各年度に置いて得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	4
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	5
12. その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	6

1 計画策定の意義

近年の経済発展に伴う生産、消費の拡大、生活様式の多様化に伴いごみ質も多様化している。

本市においては、平成7年2月から近隣市町村に先がけ指定袋を使った5種9分別の分別収集を始め、平成15年4月には新たに紙パック、ペットボトル及び白色トレイの収集を開始、更に、平成21年10月にビンのコンテナ収集を実施して現在の16分別により、その多様化したごみの分別収集を行っている。

また、買い物時におけるレジ袋の削減とごみに対する意識の高揚を図るため、平成10年7月には繰り返し使えるエコ・バッグ（買い物袋）を全世帯に無料配布し、平成22年2月には、栃木県で取り組んでいる「レジ袋無料配布の中止」運動に合わせ、再度エコ・バッグの全戸配布を行い、ごみ減量化・再資源化を推進してきたところである。

今後も、こうした施策等を継続実施することにより、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し廃棄物の排出を抑制するとともにリサイクルして再利用する等、循環型社会形成を推進する必要がある。

そのためには、市民、事業者、行政が主体的にそれぞれの役割と責任を分担し、目標とする循環型社会づくりの役割を明確にし、履行することが重要である。

このような背景の中、本計画は容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づき、一般廃棄物の中でも大きな割合を占める容器包装廃棄物を、消費者は分別排出し、市町村はそれを分別収集し、事業者は再商品化していくという役割を明確化し、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみの排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会を構築する。
- ② 廃棄物の適正処理を推進し、地域環境を保全する。
- ③ 市民、事業者、行政が一体となりリサイクル型の分別収集体系を整備するため、資源化が可能な一般廃棄物については、資源化に向けて積極的に努力する。

3 計画期間

本計画の計画期間は平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位：t)

年 度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	5,944	5,929	5,914	5,899	5,884

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 啓発活動の充実

① 廃棄物に関する意識の高揚

ごみ処理施設の開放、リサイクル品提供事業及び事業者説明会等あらゆる機会を通じ市民、事業者に対し、ごみ排出量及び処理経費等を示し、ごみ減量化とリサイクル推進の必要性等の意識を高める。

② 学習の場の提供

施設見学会及び副読本等を活用し、ごみの排出抑制及び分別排出等の啓発活動を積極的に進める。

③ 大田原市保健衛生組織の活用

地域における保健衛生活動組織を活用し、ごみの減量化・再資源化及びごみの正しい出し方を徹底する。

(2) 排出抑制と再資源化事業の充実

① 分別収集の徹底

平成21年10月に変更した16分別収集を徹底することにより、容器包装廃棄物等の再資源化を推進する。

② 過剰包装の抑制

小売店等における「レジ袋の無料配布中止」が推進されるよう、栃木県や周辺自治体、更に事業者等と連絡調整を図りながら、レジ袋無料配布中止の協力店舗の増加に努めると共に、エコ・バッグキャンペーン等の実施により、消費者及び小売店等に簡易包装の必要性等を啓発し、ごみの排出抑制及び減量化を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分を下表のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	かん類
主としてアルミ製の容器	
主としてガラス製の容器で、無色のガラス製のもの	ビン類（無色透明ビン）
主としてガラス製の容器で、茶色のガラス製のもの	ビン類（茶色ビン）
主としてガラス製の容器で、その他のガラス製のもの	ビン類（その他の色ビン）
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって紙パック、段ボール以外のもの（菓子箱、ボール箱）	雑誌類
主としてPET製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であってペットボトル以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製容器		175t		175t		175t		175t		175t	
主としてアルミ製容器		100t		100t		100t		100t		100t	
無色のガラス製容器		(合計) 333t		(合計) 333t		(合計) 333t		(合計) 333t		(合計) 333t	
		(引渡) 333t	(独自) 0t	(引渡) 333t	(独自) 0t	(引渡) 333t	(独自) 0t	(引渡) 333t	(独自) 0t	(引渡) 333t	(独自) 0t
茶色のガラス製容器		(合計) 396t		(合計) 396t		(合計) 396t		(合計) 396t		(合計) 396t	
		(引渡) 396t	(独自) 0t	(引渡) 396t	(独自) 0t	(引渡) 396t	(独自) 0t	(引渡) 396t	(独自) 0t	(引渡) 396t	(独自) 0t
その他の色のガラス製容器		(合計) 171t		(合計) 171t		(合計) 171t		(合計) 171t		(合計) 171t	
		(引渡) 171t	(独自) 0t	(引渡) 171t	(独自) 0t	(引渡) 171t	(独自) 0t	(引渡) 171t	(独自) 0t	(引渡) 171t	(独自) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		8t		8t		8t		8t		8t	
主として段ボール製の容器		430t		430t		430t		430t		430t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		(合計) 24t		(合計) 24t		(合計) 24t		(合計) 24t		(合計) 24t	
		(引渡) 0t	(独自) 24t	(引渡) 0t	(独自) 24t	(引渡) 0t	(独自) 24t	(引渡) 0t	(独自) 24t	(引渡) 0t	(独自) 24t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		(合計) 250t		(合計) 250t		(合計) 250t		(合計) 250t		(合計) 250t	
		(引渡) 35t	(独自) 215t	(引渡) 35t	(独自) 215t	(引渡) 35t	(独自) 215t	(引渡) 35t	(独自) 215t	(引渡) 35t	(独自) 215t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t	
		(引渡) 1t	(独自) 0t	(引渡) 1t	(独自) 0t	(引渡) 1t	(独自) 0t	(引渡) 1t	(独自) 0t	(引渡) 1t	(独自) 0t
(うち白色トレイ)		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t	
		(引渡) 1t	(独自) 0t	(引渡) 1t	(独自) 0t	(引渡) 1t	(独自) 0t	(引渡) 1t	(独自) 0t	(引渡) 1t	(独自) 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

直近年度の分別基準適合物等の収集実績から算定した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や育成会等の団体による集団回収が進んでいる段ボールや雑誌類及びペットボトルについては、資源ごみ回収報償金制度を活用しながら、引き続きこれらの団体による分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集の分別区分	収集・運搬	選別・保管
かん	スチール	かん類	委託業者による 指定日回収	広域ごみ処理 施設
	アルミ			
びん	無色ガラス	ビン類	委託業者による 指定日回収	市保管施設
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙	牛乳パック	紙パック	委託業者による 指定日回収	民間業者
	段ボール	段ボール		
	その他の紙	雑誌類(雑紙)		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による 指定日回収	広域ごみ処理 施設
	白色トレイ	白色トレイ	委託業者による 指定日回収	広域ごみ処理 施設

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

びん類及び紙類を除いて、広域クリーンセンター大田原（施設設置者：広域行政事務組合）のリサイクルプラザにて、選別保管を行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

分別収集計画が実効あるものにするために、次の取り組みを展開する。

(1) 地域保健衛生組織を活用しての分別排出指導の徹底

地域にある保健衛生組織を活用し、分別収集を円滑でより効率的に行うための分別排出の指導を行う。

○ 保健衛生組織活動推進地区の指定

毎年度、分別排出等を重点的に推進するための地区を指定する。

- ・ 大田原地区 毎年10地区指定
- ・ 黒羽地区 毎年5地区指定
- ・ 湯津上地区 毎年1地区指定

○ 活動内容

- ① ごみの分別と正しい出し方の啓発活動
- ② ごみステーションの巡回指導
- ③ ごみに関する市との連絡調整

(2) 集団回収の活用

子供育成会、PTA等による集団回収を推進し、リサイクル意識を高めるため、資源ごみ回収報償金制度を継続し支援する。

- ・ 対象物 古紙類（新聞紙・雑誌類・段ボール）、ペットボトル

(3) 広報活動

- ・ ごみの排出抑制を推進するため市民に対して広報・普及活動を展開する。

毎月2回発行している「広報おおたわら」にごみに関する事項を随時掲載するとともに、「ごみ分別収集カレンダー」やごみ関係チラシを回覧及び配布し啓発に努める。

- ・ エコ・バッグキャンペーン及びノーレジ袋デーの実施

市内大型小売店等と連携し、店舗の店頭等でエコ・バッグ（買い物袋）の持参を呼びかけるキャンペーン等を実施することにより、ごみの排出抑制及び減量化を推進する。

また、毎月5の付く日を「ノーレジ袋デー」と定め、エコ・バッグや自前の買い物袋の持参運動を推進する。

(4) 事後確認の実施

- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録と一般廃棄物処理基本計画とを照合し、事後評価を行うこととする。